

厚生労働省老健局長 原 勝 則 様

介護保険制度見直しに係る意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ホームヘルパー協議会
会 長 高 橋 三千代

平成24年度介護保険法の改正において、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」に係る理念が規定され、その取り組みがすすめられているところではありますが、その実現にあたっては、要介護者等を身近な地域で生活を支えているホームヘルパーが重要な役割を担うことと認識しています。

しかし、認知症高齢者への対応や介護人材の確保等、在宅生活を支える基盤は不十分な状況にあります。

つきましては、今般の介護保険制度の見直しにあたっては、以下の事項について、十分な配慮と対応をいただきたくお願い申し上げます。

記

1. 要支援者等へのサービスの充実

ホームヘルパーは、初期の認知症や要介護状態に陥りやすい生活上の援助が必要な高齢者に対して、介護の重度化を防ぎ、在宅生活を維持していくために大きな役割を果たしています。

今般の介護保険制度の見直しにおいて、多様な主体の活用や住民参加の取り組みにより、見守りや配食、外出支援等の様々な生活支援サービスの充実が図られ、利用者が多様なサービスを選択できることは地域包括ケアの実現に向けても大切な視点かと思えます。

しかし、現行の介護予防サービスによるホームヘルプサービスを安易に単品の生活支援サービスやボランティアの活用をしてしまうことにより、今までホームヘルパーが行ってきた日常の生活管理による生活状況の把握が不十分となり重度化する恐れや、社会から孤立しがちな高齢者がホームヘルパーとのかかわりがなくなることによって、ますます孤立してしまうことが懸念されます。

そのため、今後とも、要支援者等に対しては適切なケアプランによる支援を基本とし、専門職（介護福祉士等）による訪問介護において、定期的な生活状況の把握や自立・生活意欲を引き出す等現行の介護予防サービス水準を担保できるよう必要な措置を図ってください。

2. 在宅での生活を支えるための基盤整備

重度の要介護者、独居や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の生活を在宅で支えるためには、必要な時に必要なサービスが受けられるための定期巡回・随時対応サービス等の基盤整備を高齢者の身近な生活圏域で拡充する必要があります。

そのため、看護職員の確保や訪問看護事業所との連携等、柔軟な運用ができるように対応してください。

3. 介護保険制度見直しによる利用者への配慮

介護保険制度の見直しにより、自治体によって事業内容等のサービスの格差が懸念されます。移行までの弾力的な運用や新たな地域支援事業の方向性を自治体に示すなど、利用者に必要なサービスが届くように、また利用者の負担増とならないようにご配慮ください。

4. 認知症高齢者への対応

認知症高齢者への対応は、早期治療・早期対応が重要であり、住み慣れた地域で暮らし続けられる社会をめざすことについては賛同いたします。ホームヘルパーは、在宅での生活を支えている立場から家族とともに利用者の日々の生活や状態像を観察しており、認知症の早期発見のキーパーソンとなります。また、介護する家族をサポートする役割も期待されます。

ホームヘルパーの認知症ケアに対する専門的な研修の充実や医療との連携体制の構築を図ってください。

5. 介護人材の確保および定着

介護サービスの質の維持向上を図るためには、質の高い人材を確保・定着させることが必要です。

人材の確保については、ホームヘルパー（介護職）に対するイメージの向上が重要であり、イメージアップのための地域や学校での普及・啓発等の更なる取り組みをすすめてください。

人材の定着には、サービス事業所が将来の見通しをもって、介護従事者の処遇改善や働く環境の整備を図り、キャリアパスの構築に計画的に取り組めるような制度設計・報酬設定としてください。

6. 区分支給限度基準額の運用改善

在宅で生活している要介護度が高い認知症高齢者、独居高齢者等の中には、基準額を超えたサービスを必要とする利用者の割合が増え、現在の支給限度基準額では、在

宅での日常生活を支えることができない状況となっている例があります。利用者の状況に応じて真にサービスが必要と判断される場合においては、限度額を超えて保険給付サービスが利用できるように見直すべきです。

7. 訪問介護の生活援助と身体介護の報酬単価の一本化

訪問介護における生活援助サービスの提供は、利用者の自立生活を支援するために不可欠なサービスです。また、利用者の個別性を踏まえ生活を支援するという点において、身体介護と同様にホームヘルパーの専門性に基づくサービス提供が必要であり、報酬単価を一本化することが必要です。

8. サービス提供責任者の業務の評価

訪問介護サービスの質の維持・向上のためには、利用者からの日常的な照会や相談業務、ヘルパーの調整・支援を行うサービス提供責任者の役割は重要です。実際の業務量と内容に基づいた更なる報酬上の評価が必要です。